

	照会内容	回答
1	初診時における1回限りの4点はわかりやすいですが、情報確認するための追加2点は初診時だけではなく、再診時でもOKなのでしょう。	医療情報・システム基盤整備体制充実加算1・2は再診時は算定できません。 なお、同加算1(4点)、同加算2(2点)はいわゆる二者択一の関係にあり、同時に算定することはできません。 どちらを算定するかは、オンライン資格確認等システムを通じた患者の診療情報の取得・確認の有無が基準となりますが、詳細は「保医発 0905 第1号 令和4年9月5日」を参照願います。
2	現在、紙レセプトでの請求が認められているが、今回、オンライン資格確認を導入した場合、今後も継続して紙レセプトでの保険請求は認められるか。	紙レセプトによる請求を継続して差し支えありません。
3	矯正専門の医療機関で現在、歯科矯正の保険診療(顎変形症など)で手書きのレセプトで請求している。請求件数も多くないので、オンライン資格確認のためだけにレセコン等を導入することは困難。今後も継続して手書きのレセプトでの保険請求は可能か。	令和5年4月からオンライン資格確認が原則義務化されますが、診療報酬請求方法の扱いは変更なく、現在紙レセプトによる請求が認められている保険医療機関は継続して認められます。
4	オンライン資格確認及びオンライン請求を実施していて施設基準を満たしている医療機関において、初診料への加算点数は必ず算定しないといけないのでしょうか。算定しない選択も可能でしょうか。	施設基準を満たす歯科診療を実施する保険医療機関を受診した患者に対して初診を行った場合は、医療情報・システム基盤整備体制充実加算1又は2のいずれかを算定する取扱いです。
5	オンライン資格確認の利便性のみが強調されているが、補綴物維持管理や新義歯作製の制限の厳格化、患者自身によるレセプト閲覧の可能性等、将来的に歯科医師にとって不利益を生じるような状況を招く可能性は無いといえるのか。	オンライン資格確認は、患者の医療情報を有効に活用して、安心・安全でより良い医療を提供していくための医療DXの基盤となるものであり、クラウン・ブリッジ維持管理や有床義歯の新製に関する運用等とは別のものです。
6	オンライン資格確認において、インターネットのシステムエラーや、通信障害等により資格確認が困難な場合における初診料の加算の取り扱いについてどのようになりますか。	オンライン資格確認システムエラーやネットワーク障害により、一時的にオンライン資格確認を行うことが困難であった場合においては、医療情報・システム基盤整備体制充実加算1を算定することとなります。
7	オンライン資格確認用端末が故障した場合、あるいはネットワーク障害がおきて確認不能になった場合の窓口対処についてどうすれば良いのか。	
8	オンライン資格確認運用中にネットワークの通信障害などによって情報が取得できなかった場合には、医療情報・システム基盤整備体制充実加算1の算定で構わないか。	

	照会内容	回答
9	オンライン資格確認導入に向け準備を進めているが、半導体不足やシステム業者の対応の遅れで、令和5年4月からの運用開始に間に合わない場合の対応について。また、罰則等はあるのか。	8月10日の中医協における答申の附帯意見において、「関係者それぞれ令和5年4月からのオンライン資格確認の導入の原則義務化に向けて取組を加速させること。その上で、令和4年末頃の導入の状況について点検を行い、地域医療に支障を生じる等、やむを得ない場合の必要な対応について、その期限も含めて、検討を行うこと。」とされています。日本歯科医師会としては、必ずしも歯科医療機関等の責めに帰さない事由により、やむを得ない事情がある場合の対応について、厚生労働省に対して柔軟に対応頂くようお願いしているところです。
10	【医療情報・システム基盤整備体制充実加算について】 オンライン資格確認を導入している医療機関と、していない医療機関では、一部負担金の差があるがオンライン資格確認を導入していない医療機関に対する取扱いは今後、どのようになりますか。ペナルティー等があるでしょうか。	なお、保険医療機関等が療養担当規則に違反している場合には、直ちに指定取消しとなるものではなく、地方厚生局による懇切丁寧な指導が行われることとなりますが、具体的には、個別事案ごとに適宜判断されるものと考えます。
11	現在紙レセプトでの請求が認められている保険医療機関・薬局※は、院内等の電子化が進んでいない現状に鑑み、オンライン資格確認導入の義務化の例外とする。※電子請求の義務化時点で65歳以上(75歳以上程度の医師等)・手書き請求とありますが、現在75歳以上の歯科医師で電子請求を行っている機関は例外対象になるのでしょうか？ならないのでしょうか？	歯科医師の年齢によらず、現在電子請求を行っている保険医療機関はオンライン資格確認の義務化の例外となりません。
12	健康診断を目的とする受診により治療を開始した場合は初診料の算定ができない取り決めであるが、この場合の医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定については如何か。	算定不可です。
13	オン資格に関連する内容として「全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大」についても周知されてるところですが、患者が閲覧可能な情報が増えることで医療機関側で注意すべき事があればご教示頂きたいと思えます。	今後、閲覧可能となる予定の手術情報は特に機微性が高い情報と考えられます。患者が情報の重要性を十分に理解しないままに意図せず同意してしまい、事後にトラブルとなる懸念があるので、国には医療情報を確認できる仕組みの意義とリスクについて十分な周知・広報が必要であることを求めています。

	照会内容	回答
14	医療情報・システム基盤整備体制充実加算の施設基準(3)には「当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等」とあるが、自院のホームページを開設していない医療機関においてはどのように扱うのか。	医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定する保険医療機関は、院内及びホームページ等に以下の事項について掲示することとされています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認を行う体制を有していること。</li> <li>・当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うこと。</li> </ul> なお、自院のホームページのほか、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体、地域医師会等のホームページ又は広報誌への掲載</li> <li>・医療機能情報提供制度等への掲載</li> </ul> 等が該当するものとして示されています。 (医療情報・システム基盤整備体制充実加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について(その1)／9月5日付・事務連絡)
15	『医療情報・システム基盤整備体制充実加算』の施設基準の項目に、「保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。」とあるが、ホームページが無い医療機関においては、院内掲示のみでよいか。	そのとおりです。 (医療情報・システム基盤整備体制充実加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について(その1)／9月5日付・事務連絡)
16	疑義解釈の問6、施設基準等において、ホームページ等に掲示すること。とありますが、自治体、地域歯科医師会へのHPや医療機能情報提供制度等で患者に周知されていれば、自院のHPに必ずしも記載しなくてよいのでしょうか。	そのとおりです。 (医療情報・システム基盤整備体制充実加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について(その1)／9月5日付・事務連絡)
17	標準的項目を含んだ問診票の使用は、医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定する患者に対してのみ使用すればよいのか。また、オンライン資格確認システムを導入している医療機関であっても、医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定するための施設基準が整っていない医療機関においては、標準的項目を含んだ問診票を使用しなくてもよいか。	別紙様式5に対応した初診時の標準的な問診票は、医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定する患者に対して使用します。 また「オンライン資格確認を行う体制を有していること」以外の施設基準を満たしていない保険医療機関は同加算は算定できません。